養浩堂叢書

明治二十七年
甲午

早稲田大学図書館
文書 27
B 56

明治二十七年

大隈 板垣 勝

三伯意見

養浩堂藏書

明治二十七年十月

大隈重信伯演説筆記

板垣退助より廣島大本營に達し

時事多き時機柳原侍従長を奉迎

[illegible]

二十七年十一月九日午後二時 和世田大隈
伯新著新詩集一部を贈る

此新詩集は、拙生往年小栗我米澤滞及び一
身の関係なる旅友人と標題一詩を賦し題
字は伊藤孟繩氏に依嘱し、氏の使者を待
つて、戊辰報難中知る由なき事は奥羽
諸藩と契代りの建白と高二郎遂に極窶
挽滅、潜伏の日一篇遂に実兄と小杉常力
君と外各々角々古庵刀と美明（びんびょう）氏と
使第出帆後の七月二十九日遂に新潟の新潟脱

風と雪とに難船に及ぶ人々を当時の事を回
想するに今尚南身戦慄す仍て小松氏を
対して拙作を
潜伏蠻船絶免身風濤険悪幾艱辛
皇天不為使君便遠海同為魚腹人
当時危難迫情あり如君
大限日遠洲灘に迷儀に方位意を失し
風濤険悪なるも幸に晴霽を窺ひ霧霧
を免るるに至る者い陸地の明事あるし
て沖に流し行物多り舟も極め大きく動

度溺の禍を免れ天幸なり当時相
識し知らん古都会事あり凡小松の
寛容な人為性質頗る薩摩に
弥らしき出来ない人物の様子
況や長崎に滞在事小松が不為なり
年十月小松病死し病の自分長崎に帰り小
松を危篤なるを聞し時已に絶命せり
小松に遺言して外国副知事を命ぜられ
小松に跡役を成し自分小松に推挙し
不知為遠洲灘に難船を思い出せり下船し

歳神保俊理副島次郎等同船上海に到し彼
非常なりしを生徒ふたり洲崎日本人より
帰り出し実に非常に困苦を極めたり
扨日清の事平壌の戦大殺戮せり前年書経
方士帥が南京府にありしと自分の所経書籍
章と忠告人言し故に今日鹿邦等の論
議を朝鮮に及ぶ実に我政府
嘱望なりと雖も如何なるや
中書
日本より
朝鮮を法出なるも第一着は日本より

銀行を京城に立て國王に命じ日本より一千
萬圓の公債を借り来れども和蘭と海港を拓
営を取り第一に鉄道生産業を起し鉄
道に釜山より京城後る平壌義州まで一方に
釜山より元山をりけて咸鏡道を通し露西亞境
まで着手の筈を他日ロシヤ鉄道と成功なん
て朝鮮より我山陽東海鉄道と聯絡し世界
と公道を設け於保護を収入も不少べし是に
貿易の市場なり且貨幣金も兵備生
産に外に決して浪費せず日本より之を監督

すべし若し疑惑故障を生ぜば大隈君國
王を押し除き義和宮を立て日本より一切
干渉し日清平和を破るべきの機を生ずべし
目下攻戦中居る内に基隆を奪取すべし他日
平和の時は澎湖洲把住し日本に帰すべし
なれば清国事破れる時は如何なれども日本
に面倒二万分出来し廣東黒龍江者
林に来三省に面倒六万出来し遂に一
方に支那に掠し一方に露西亞に豆畏
日本に領分視するまでなられば出来しる
功を一地に成し甚湾を取るべし
金を取るを要す償金も出し取るべし
三億円を限るべし一時に三千万を出さ
しめ残る十ヶ年賦に取るべし其中に軍
費を借しこれを運送船に供すべし
其運送船に噸数十三万噸に
行軍艦四艘千トン以上
甲鉄多くを備えて一千万円
世度廣島陸海議員に仰せ合

海陸兵士等人員を出兵を強請する
今回清国賠償額を要求する軍費総額を
一億五千萬円に内国債を以て軍費
を充て尚不足なれば地機鉄道軍艦
市場賠償金を支出する人員一億三千万
円に達べし
此国民一億五千萬人東洋大陸に富源資料
を有する欧洲諸国は独立の強国
国日本あるを知る世界大に振へり

先年英仏混合北京を攻める時は二萬の兵を
以て賠償金八百萬テールを取り其名
有名なり　中裁を立て結末を
此度日清の間に英国の諸強国仲裁せ
ずして仏国を仲裁せ
ずして独乙を仲裁
英国を尤も恐れ独伊を利して
世界を壓倒せ日本を朝鮮に勢力を
今朝鮮に一千萬円を利用して鉄道を布設
せ三十年の年月を
満澤老僕記れば

を少なくすれば之を起すを他銀行に別ち
川田を以て主事せしむべし
今郵船會社長吉川と日本銀行総裁川田
に實に必要なる器械なり唯当人を身辺
健全を欠くを如何せん
凡そ人の運命なり人の盛衰あるを奇功
を奏し難し岩崎梅を実に非常に運命の
遭遇なり七年に基隆十年に西南役
是なり五代に決白岩崎の才器に非
ずして加ふるに藩閥を以て根據を此に而
遂に失敗せんの運命掘さ少へなり今楊本大
鳥に會ふ大刑に當へき人なり今日に至府
を立つ陸奥に獄を出て外務に入る
なる大功を建つ偶然時節と運命なる
業を濡を雪ぎ我が江藤と如し
我輩任務故二十七年を経過す実に
日々如一而に人事を変遷を実に非常なり
如此世態を変前後收るべし杉浦故に
年を経過するも決して難事あるべし
朝鮮政在り井上馨伊藤博文朝鮮歓迎

ハ自分ノ安住セント欲シ自分ノ子孫ヲシテ変離改
交ノ方ニ伊藤ヲ見ミ人ノ方ニ伊藤ヲ見ミいまだ許容せず
外務省ハ伊藤ヲ代ヘ伊藤ヲ代ヘ伊藤ヲ代ヘ伊藤ヲ代ヘ
ヲ伊藤ヲ代ヘ伊藤ヲ代ヘ伊藤ヲ代ヘ伊藤ヲ代ヘ
換ス

ヒ政ハ五百万テール位ノ外債ヲ起シ殖産
上ノ必要ニ而ハ其金ハ先ヲ置キ青年
ハ我邦ヲ救ハレ夫ヲ角礼ヲ告ケ
外債ハ低利三分ニ位ノ減ノ情アリ
廣島ニ於テ外債ヲ起シ論題ノ対ス方ハ

同意ヲ見ザル外債可ス可ノ論モ宗方ノ如
驛逓上ノ事モ誠ニ怪我ノ功名ヲ内國運
送會社ハ三菱ヲ憂慮セラレ基隆ノ役ヲ妨
中間ノ故障ヲ起シ共同運輸會社創立
セラレ共同三菱軍艦一日ノ郵船會社ヲ
ヤ今日此會社ハ始メ日下運輸ニ
大業ヲ負擔セラルヤ大役ヲ妨ケ
デモ不デモ航海業ノ將來ハ擴張ノ勢
ヤモ航海ハ不止ス
朝鮮人口一千二三百萬ノ高ヲ露

國の隆興せざる日本に不立ん事を將来に法國と
諸等しく共に協力をべきなり
今回日清戦争に一役東洋の改革上意外に衝突
を生ず 牙山豊島の戦に我国古習し暗殺法
を為す將来欧洲に奉職者多く排斥熱を
起す排斥者を新教せ〜よ 他の安心を
与ふ指南を懇切なり
いにしへ大隈伯半ば閑暇なり我庭
對酌の為大隈と談笑を酌記之を
重慶郵便にて紀庭なり 以上

隈は二十二年遭難の翌年者
国務者に治以後特別の恩人を祝せり以来
五年振の後漢詩を以文時者
に到来を来歌
明治二十七年十月九日 房次郎
記 第多

宮内庁書陵部

○十月十三日 板垣を訪ふ談話左の如し

板垣曰く意見書を以て廣島に伊藤侯理に遣はせり其要は黒田を内閣に召ふ[召カ]ことを[召カ]伊藤[侯カ]

告げ[ル]に曰く性質は黒田[ハ]精神は似たり[タリ]但し黒田は常に言ふ事を実行[シ]伊藤[ハ]言ふ事を実行[セ]ざる[ル]

見[ル]もの[ハ]少なし東志[ス]所[ロ]

板垣[ハ]如[シ]此[カ]成[ル]人物[ナリ]

常々黒国より呉レヨト注意ヲ為シ居リ
予の目的ハ支那北部を抑ヘ西亜を協力シテ
遂ニ清国ヲ印度ヲ侵略シ英国を亜細亜州ヨリ
放逐シ且英ニ東侵ヲ路ヲ遮リ然ル後清国

ヲ攻撃ベシ今日ニ清国を助ケ英を出来得ざらす
十月十三日
清ヲ印度ヲ侵略シ白色ヲ亜細亜ヨリ
ヲ攻撃ベシ
板垣伯伊藤総理宮殿
ヲ意見

[illegible]

[illegible]

十月十三日

[illegible]

意見書

第一東學黨ノ鎮壓スル事

朝鮮内政ノ改革ニ就テ為スヘキ事多シトスト雖モ其最モ急ナル者ハ東學黨ノ鎮壓ヨリ正式ノ訓練ヲ経タル我兵ヲ以テ土匪ノ如キ者ニ當ラシムル成功ノ上ニ経濟上ニ於テ不利ナル事有レハ兵ト云フ事無シトセハ則チ警官ヲシテ各地ニ別ニ一隊ヲ組織スヘシ今我國ハ封建ノ後ヲ承ケ職業無キ士族等甚タ多シ此輩ヲシテ是レニ當ラシムル時ハ兩全ナリト思考ス

第二 南方ニ戰鬪力ヲ分ツ可ラサル事

兵ノ要ハ我寡ニシテ敵ハ分シ我ノ衆ヲ以テ敵ノ寡ヲ擊ツニ在リ今日戰略ヲ談スル者或ハ曰ク北方ノ嚴寒先ツ龍ノ時ニ於テ南方ニ兵ヲ用ユヘシト或ハ曰ク臺灣ヲ略取スヘシト是レ戰鬪ノ大目的ヲ達スル道ニ非ラス若シ茲ニ我兵力ヲ分チテ之ヲ南方ニ用ヒ又ハ臺灣ヲ攻撃スルカ如キアラハ我戰略ノ失ヒ且ツ義軍精神ニ戾ル者ナリ

第三 盛京吉林ノ兩省ヲ割カシムル事

我國宣戰ノ目的ハ朝鮮ノ獨立ヲ助ケ清國ノ干渉ヲ絶チ其暴慢ヲ懲ラシ以テ永ク東洋ノ平和ヲ保ツ

在リ我國ノ義軍ヲ起シタルハ精神トシテハ侵略ノ事トスヘキニ非ス然レトモ朝鮮ニ對スル清國ノ干渉ヲ絶タシムルハ清國ト境ヲ接セスシテ之ヲ離隔セシム且我海軍ヲ以テ之ヲ中斷スルニ在リ故ニ我軍カ既ニ其幾分ヲ占領スル盛京吉林兩省ノ地ヲ割テ我有ニ帰セシムルハ即チ朝鮮獨立ヲ擔保スルカ為メニ已ムヲ得サルニ是レ實ニ其名正シクシテ事良リ者ト謂ヘシ

第四 我國外交ノ方針ヲ定ムル事

東西邦國ノ分チ歐亜人種ノ異ニスル是レ從來彼カ我ヲ疎外シテ相共セサル所以ナリ我ハ東洋ノ一大強國タル

事既ニ彼ノ認ムル所ニ為シリ此際ニ於テ人種殊別ノ感情ヲ一掃セシメ彼我交際ノ間ニ立テ外交ノ政略其耳ニキヲ制スヘキハ勿論事ヨリ而シテ我國ハ他日露佛ト連合シ露國ヲシテ印度ヲ控制シ以テ英東洋トノ関係ヲ遮断セシメ我國ハ此間ニ處シテ其欲スル所ヲ行フヘキヨリ

第五　清国ニ対スル將来ノ謀ヲ成ス事

清國ノ如キハ決シテ今日相倶ニ提携スヘキ者ニ非ラス又之ヲ保護スヘキ者ニ非ラス一時我國ハ各國ト之ノ分割スル色ムヲ得サルニ出事アラン歟斯ノ如クニシテ初メテ彼カ頑迷ヲ移シ和睦ヲ覺マスベシ而シテ他日必ラスヤ慷慨ノ士輩出シ恢復ノ謀ヲ成ス機到ラン此時ニ及ンテ我國ハ又タ其獨立ヲ助ケテ大ニ力ヲ用ユヘシ亞細亞ヲ振興スルノ策實茲ニ在リ是レ將来ヲ豫想スル所ナリ

第六　征清ノ好機會ヲ利用スヘキ事

今日征清ノ挙ハ實ニ千歳一遇ノ好機會ナリ内ハ以テ國民進取ノ氣ヲ勵マシ誇大自尊ノ風ヲ長シ人心ノ倦怠ヲ醫シ腐儒ノ浴論ヲ破リ外ハ以テ我國強大ノ威ヲ示シ訂盟各國ノ信ヲ増シ輕侮ノ心ヲ去テ倚頼ノ情ヲ起サシム是ニ於テ國權ノ恢復實業ノ發達期シテ

待つへキ而已若シ西比利亞ノ鉄道落成シ尼加剌瓜ノ運河開通スルノ時ニ至レハ各國トノ交渉繁劇ニシテ斯ノ如キ大挙容易ニ企ツ可ラス是實ニ天ハ我國ニ幸スル者ト謂フヘシ此好機會ヲ失フ可ラサルナリ

第七　外國ノ仲裁ヲ拒絶スル事

兩國相互ニ戰ヲ宣シ兵ヲ交ヘ特ニ我國ハ軍隊連戰連勝ヲ重ネ其目的ヲ達セントス乃チ朝鮮獨立ヲ全フシ東洋ノ平和ヲ保ツノ為ニ必要ナル事ヲ行フハ強ヒテ我掌中ニ帰シ又彼ヲシテ我要求ニ容レシムルハ我權利ニ帰スル者ナレトモ外國ノ之ニ干渉シ仲裁セントスルカ如キ國際ノ友誼ニ於テ決シテ為ス可ラサル事ナリ若シ斯ノ如キノ事アラハ情理ヲ以テ之ヲ諭解シ宜シク強省セシムヘシ今ヲ敵國ニ對スル國民ノ決心ト軍人ノ勇氣トハ確然トシテ動カス可カラス凜乎トシテ奪フ可カラス故ニ若シ姑息ノ和ヲ講スルカ如キ事アラハ國民輿論ハ友ニ軍人ノ憤激ヲ致シ必ヤ内外ノ事共ニ困難ニ極ムヘシ

第八　冬期進軍ノ策ヲ講ウサル事

我軍カ旅順口占領ノ後ニ於テ進軍ノ策ハ深ク注意ヲ要ス即チ進テ山海關ヲ取ル事是ナリ一度此地ヲ取ル時ハ直チニ北京ヲ衝ク策ナカル

若し唯の山海関を取て厳寒野営に暴露し進
軍の策なきに至ては思ふに攻守勢の異なる其温暖の
候待つを以て永く此地を守らば兵の疲し氣を沮み不
測の禍を招くも亦知る可らず戦勝上甚だ取らざる所
なり故に旅順口占領の後は威海衛背面を我陸
兵の揚陸し海軍と力を合せて前後夾撃を以て此
軍港の防備を破壊し併せて軍艦を撃沈し以て其
戦闘力を奪はざるべし此地は我軍の取て之を守るべきに
非ず敵をして之を破るに止まらしめば各期の運動に支障
なきに若し温暖の候に至り直ち前面の攻撃を試みんは難し
又時は他の陸兵を揚げて側面より攻撃を為すの已むを
得ざるに出ることを知る可らず故に牛莊の如きを冬期占
領するの得へきを之を為さざるなり

第九　敵国に賠償を取る事

戦勝国は戦敗国に賠償を取るは普通の事例に
して之を之を要せざるの如きも論者或は曰く清国
は人民富裕なるも国庫空缺なるは賠償を取るの望なしと
是に決して然らず賠償を取るの道或は役を課せざるか或は役を課せざるか
或は海関鉄道の類を抵当に為さしむ
或は台湾の如き土地の分割せらるる等其望絶なるにあらず

謂フベシ若シ十分ナル賠償ヲ取リ蹟潴ヲ以テ我軍費償フ能ハス其結果ハ非常ノ費ヲ以テ戰勝ノ虛名ヲ買フニ過キサルナリ

第十　善後ノ業ニ意ヲ用ユヘキ事

戰後最モ意ヲ用ユヘキハ經濟ノ救治ト軍人ノ制御トニ在リ夫レ唯ヒ賠償ヲ取ルノ一事ハ以テ國家（經濟ヲ）救治スルニ足ラス其用途宜キヲ得サレハ却テ之カ爲メ益ヽ紊亂ヲ致ス惡ナシトセス而シテ陸海軍人ノ制御ハ實ニ討正ヲ得テ遺憾ナカラシムルニ在リ此等事ハ宜シク當局者ノ今ヨリ注意スヘキ所ナリ

以上陳スル所ハ其最重ナル者ヨリ就中外交略ノ事ハ內治政黨ノ孫別ニ拘ラス國是問題ニ關シ宜シクヲ之ヲ一定スヘシ每ニ之ヲ變易スヘキ者ニ非ス今日國家ノ大事傍觀坐視スルニ忍ヒス敢テ愚見ヲ敢テス

別紙拙伯爵訪問冊子十二ヶ廣島
大本營ヶ所首相と廣尾ヶ所天皇陛下と
謁見の際奉捧仕候
もゝしい分多田ヶ場合ニ付ても也
明治廿七年十月廿八日
伯爵黒田長成

廣島城内

勝伯爵意見

勤倹揆度之意見別冊壱冊十二丁広島
大本営伊藤首相ゟ差越候ニ付為御参考差
別冊之顛末御披見被成度差進候
尚いまた田畑之御場ニ而御坐候也
明治七年十二月廿日　宮島誠一郎
伯爵黒田清隆殿

此頃当今法家并ニ門外漢等之議論ある
むまを見るに尤称すへき事ゆへ
老拙常ニ思ふ日清交兵之初廟堂
之議論必らす此算熟してより決せし
ものなりしなるらん所謂七歳算并ニ経験
之如き六百万戦の容易（?）月出勢十万
船舶幾十艘糧食幾十万遠島戦
千万其他之職算之施良術之
勿算并ニ謀略是他之規則も出来
ならむ此勿算并ニ謀略熟してより事ニ臨

日の及ぶに因て疑ふる者なり
若夫れ義勇軍の兵を奥に先ぶ
の方に向ふ必ず神機の秘策有り
奇変百出我等凡智の亡目測る
所あらず故に軍に
きて信を
むの老拙軍艦を率ひて鮮海
を見る能はず為大清を突出し渤海
の潮に大灣に成り安天の見恒寒に
氣北方より流動し恒寒非常我邦

の冬あるを加へ西風雪氣常に生息
不直我邦に来り我思ふ今時冬天な
向に堪らず兵士疾病を生ずる者
多きに至る欲不幸にして戰鬪に死する方
少くして疾病に死する者多かるに遽の
痛の事なり日の傳に極なり
清君像の皇帝の母を熱慮に病
院医英の名に因て拙屋戦評
を以て さらに光欲有り 山熱考再三
要まる

又思ふに今日の結果を引きたる世態
変化とは之を以て軍艦若干を制作し
何成を何政府金幣を用ひ多くの
士族隊華族諸君侯の献金一度を終
終ることを云へども世態の変化して止まざるべし且
世態不動面倒民業を増し家を生
計を削ること如今日なるを及ぶ物の移
すべき事業正に枕を高くして
没し趨勢を察時に及て事務せず
すべき報国を忘るべきの者也

き須臾也何
況男性年の美市必らず足解あるも
を知るを老拙故高に一分新たるを
以て此自吟を加へ老耄の
警言を成て一笑を待つ者也
明治廿七年十月
佐川家産家
并歩一門方
傷 御前

樂集一百